

5・1 水先問題

5.1.1 水先人養成制度

制度改正により、水先人の免許は、一級から三級までの等級別免許になり、また、水先人試験の受験資格に、登録水先人養成施設における養成課程の修了が義務付けられた。併せて、養成課程の期間、修業生の支援を行うために、(財)海技振興センターが設立され、当協会は、同センター内に設置された水先人養成支援事業検討委員会で審議される水先人の養成、特に三級水先人の養成内容全般の検討や商船等での乗船訓練にも積極的に協力している。

(1) 水先レビュー懇談会の開催

平成 24(2012)年度はこれら制度改正から 6 年目となり、この間養成について改善が必要との指摘が出されていること、また同法上も 7 年以内に見直すことになっていることから、これを受けて国土交通省が広く関係者にアンケートを実施したところ、水先人の養成および養成に関連する事項について、改善意見が多く、関係者による専門的で実地的な検討を行う「水先人養成を初めとする水先制度の施行状況に関する懇談会」(水先レビュー懇談会)を(財)海技振興センター内に設置した。【資料 5-1-1-1】

同懇談会には、当協会から港湾関連業務専門委員会 副委員長等が参画し、安全運航に資する優秀な水先人の養成を前提として水先人会が責任を持って主体的に取り組むべきとの考え方を基本に、船社の人事政策に極力影響が出ないように対応した。また、(財)海技振興センターによる養成支援事業については、養成規模や内容に応じた効率的な運用を求めた。

これまでの会合では、今後の水先人の養成規模について大筋で合意され、三級水先人の新たな養成教育の内容等を中心に概要以下のとおり議論が進められた。

① 水先人の養成規模

一級水先人(船長経験者)は、今後 10 年、年平均 48 名程度の大量の廃業者が出る一方で、その候補者である船長の在籍者数の状況から、供給規模は年間 20～26 名程度にとどまると見込まれている。これを前提に、水先業務体制を維持していくためには、一級水先人の不足分は、二級(一等航海士経験者)および三級(新卒等)水先人に頼らざるを得ず、これまで募集を見送ってきた二級については 5 名として養成を開始するとともに、毎年 25 名を募集してきた三級は水先人会の受け入れ態勢などを考慮して 10 名とし、今後 5 年間はこの規模で養成することとなった。

② 養成教育の内容

水先人会連合会を中心に実践的でかつ効果的な養成となるよう検討を進めており、一～三級まで養成期間は短くする方向で調整を行っている。但し、新卒者等で航海士経験 1 年未満

の者に対しては、水先人会の提案により、船員の常務を会得するため養成課程の前段階として、航海士としての乗船訓練を2年間設定し、この間最低1年以上乗船させることとなり、この三級新課程は平成26(2014)年実施に向けて調整が行われている。なお、乗船訓練機会の提供については、当協会としても可能な範囲で協力していくこととしている。

③養成への支援

これまでの養成支援(養成手当の支給)を基本に検討が行われているが、航海士経験1年未満の者に対する乗船訓練中については、現在の(財)日本船員福利雇用促進センター(SECOJ)の外航日本人船員(海技者)確保・育成スキームに倣い、(財)海技振興センターによる雇用、船社への在籍出向を前提に、給与として支給することが想定されており、詳細検討中である。当協会としては支援が有効に機能するよう適切かつ透明性のある運用を求め、意見反映に努めている。

(2)水先人養成支援対象者の状況

(財)海技振興センターの水先人養成支援対象者の募集員数については、これまで、一級水先人は各水先区における廃業予定者数等を踏まえた補充を基本とし、三級水先人は当初5年程度を25名の定数養成との方針で決定されてきた。二級水先人は一級の応募員数が減少し、欠員が生じるような事態に陥った場合に募集について検討することとしてきた。

平成25(2013)年度の募集員数については、一級水先人は従前同様の考え方で35名程度とされた。また、二級水先人に関しては、新三級水先人育成に係る仕上がり状況を考慮する必要があるとして引き続き募集が見送られた。一方、三級水先人に関しては当初の5か年計画終了後の平成25(2013)年度も募集員数を25名としていたが、平成26(2014)年度以降は前述の水先レビュー懇談会の議論を踏まえて見直すこととされた。

これまでの水先人養成支援対象者の募集、免許取得等の状況は、【資料 5-1-1-2】の通りであり、平成25(2013)年3月末現在、同センターの支援制度の下で245名(一級206名、三級39名)が免許を取得している。